

# 大阪愛蘭会 審査規定

制定 平成 12 年 11 月 19 日

改定 平成 年月日

## 第1条 目的

本規定は、本会会則3条ハ項の事業を実施するに当たり、その実施方法・評価方法等を具体的に定める。

## 第2条 審査対象

植物分類学上の全ての蘭科植物を対象とする。

## 第3条 審査と賞の種類

1. 会が実施する審査と賞については以下による。

- (1) 本会独自の認定審査で、蘭科そのものに対する絶対点数制（100点満点）で評価し、その点数により、第10条の1項に定める各賞を授与する。
- (2) 審査の基準は、本規定の第4条以下による。

### 2. 展示会賞審査

#### (1) 栽培賞・努力賞

各例会及び展示会等で、当日出席の審査委員の代表者（2～3名）により展示株（花）の中から株の状態・花付き・花の状態・出品者の栽培歴等を考慮し、栽培賞・努力賞を決める。

#### (2) 人気投票

各例会等で、当日の出席者により展示株の中から3株を投票してもらい、1～3位を決める。

#### (3) 上記(1)項(2)項の展示会賞は、それぞれを点数に換算、年間集計し、年間協力賞として評価・表彰する。（具体的には別途定める）

#### (4) 特別賞(冠賞)

当日出席の審査委員及び会長・副会長（場合により、賞授与者側が参加）等により協議の上、決定する。（具体的には別途定める）

### 3. 年度賞審査（具体的には別途定める）

#### (1) 認定審査結果による賞

- \* 年間最高得点賞（年間を通じ最高得点で入賞した株に与える賞）
- \* パフィオ最高得点賞（年間を通じ、パフィオの最高得点で入賞した株に与える賞）
- \* カトレア最高得点賞（年間を通じ、カトレアの最高得点で入賞した株に与える賞）
- \* その他最高得点賞（年間を通じ、パフィオ・カトレア以外の最高得点で入賞した株に与える賞）
- \* 年間最多入賞賞（年間を通じ、入賞株を多く出品した者に与える賞）

#### (2) 例会・蘭展等での入賞点数年間投票結果による賞

- \* 年最最多人気投票（年間を通じ、量も多く人気投票で入賞した者に与える賞）
- \* 年間協力賞（年間を通じ、多くの入賞得点を獲得した者に与える賞）

## 第4条 審査委員

本会会則 第6条に定める委員で、本規定制定時の審査委員並びに、研修審査員の研修を終了し、委員として総会で承認された者。

### 1. 研修審査員

(1) 審査委員2名以上の推薦により、審査委員会の承認を得て研修審査員として登録後、次の条件を整え、定められた研修プログラムに参加すること。

- (a) 本会の会員であること。(入会年度の翌年から、1年以上在籍)
- (b) 蘭科植物栽培の履歴(栽培年数・栽培規模・主な栽培品種等)を明確にすること。
- (c) 他の蘭愛好団体での審査員としての経験を明確にすること。

その後、本会の審査委員として適した能力(蘭科植物に関する高度な知識と審査に際しての的確な判断力)を有すると審査委員会で認められ、委員会の推薦により、総会の承認を得て会長が審査委員に任命する。

#### (2) 審査員になるための責務

(a) 審査過程の傍聴・審査実習等により、知識の向上に努めること。

(b) 審査会に於ける審査業務を全面的に補佐すること。

(c) 審査会への出席(審査実習)、2年以上(20回以上)であること。

但し、当人の履歴・審査力等から審査委員会が、審査委員として適した能力を有すると認めた場合は、期間短縮を認めることが出来る。

### 2. 審査委員

(1) 審査委員は、常に知識の向上に勤め、国内外を問わず、蘭科全般にわたる学術的基礎知識及び、最新情報を吸収し、身に付けること。

(2) 審査委員は、次の能力を有すること。

(a) 広く一般に栽培されている品種に関して、審査に必要かつ十分な知識を有すること。

又、一般的でない品種に関しても、少なくともその基礎的な知識を有すること。

(b) 原種を親に使った交配では、その特性を十分把握し、判断できること。

(c) 自己の好みと偏見にとらわれず、公平且つ、客観的な判断を下すことができること。

(d) 自己の判断に基づく意見を、明確に表現できること。

(e) 年9回以上、審査会に出席すること。

(3) 審査委員長は、本会の審査活動を統括し、審査会の運営が滞りなく進行されるよう、次の任務を行うこと。

(a) 月例会での審査対象株の審査活動を主催する。

(b) 月例会や展示会での記録を基に年度賞の選考と決定を行う。

(c) 必要により、審査委員会を招集し、新品種等の審査基準に関する判断等、審査実施についての技術的問題の検討を行う。

(d) 必要により、例会展示花について会員へ説用・解説等を行う。

(e) 常に、研修審査員の指導を心掛け、研修審査員から審査委員への登用に際し、それぞれの候補者の承認活動を行う。

(f) 審査規定の制定・改廃の原案の審議、作成を行う。

(g) 審査委員資格喪失に際し、審議・勧告及び、結果の委員会・総会への報告を行う。

- (h) 審査委員及び、研修審査員の最新名簿を、年1回年度始めに作成し、公表する。
- (i) 審査委員会の議長は審査委員長が、審査会の議長は審査委員長又は、当日出席の審査委員の互選による。

### 3. 審査委員の資格喪失

- (1) 本人の申し出により、審査委員会がこれを認めた場合。(但し、委員会・総会での報告事項とする)
- (2) 審査会の目的及びその運営に著しく反する言動等により、審査会の運営に大きく支障をきたす(又は、明らかに支障をきたす恐れがある)と判断され、審査委員会からの要請により、委員会で認められた場合。(但し、総会での報告事項とする)

## 第5条 審査受付

1. 原則として、本会会員の当日出品された花(株)について行う。
2. 審査は、例会又は展示会に出品された株(花)の中からピックアップして行う。  
出品者が事前に審査を辞退した場合は、これに従い審査対象から外すが、審査実施後の結果に対する辞退は認めない。
3. 審査は、花付き株を対象とし、切り花は対象としない。
4. 審査は、出品者が出品株(花)に添付した出品票の内容に基づき実施するが、その内容に疑念を生じた場合は、審査から除外できる。又、不備に気付かず審査し、その後に不備が判明した場合、その内容によっては、入賞記録を取消すことが出来る。
5. 審査は、出品されたその時の状態で行なう。(過去又は、将来の状態を想像して審査しない) 審査できない状態・事態のある場合は審査しない。
6. 明らかに病気にかかっていると判断できるものは、審査から除外できる。
7. 審査花に、キズ・シミ・奇形状態・カラーブレーキング等、審査に耐えないと判断できる欠点の有るものは除外できる。但し、搬入中のやむを得ないもので、その花本来の資質を損なうことがなく、優秀花としての判断に支障がないと審査委員の過半数が判断した欠点の有るものは、審査の対象とする。

## 第6条 審査株

審査対象株は、以下のような最も望ましい状態で提出されていること。

1. 鉢や株全体は、清潔に保たれていること。
2. 支柱は、あくまで花茎を支える補助のためのものであり、花茎を湾曲させたり、直立させたり故意に矯正してはならない。  
支柱等で花茎を支える場合は、第1花の子房の下までとする。但し、分枝のある場合は、第1分枝の下部までとする。  
(花茎や株を支柱等で支えてある場合、審査中必要に応じ、取り去ることができる)

3. 人工的操作等により、花や花茎等を故意に望ましい状態に加工しないこと。(加工が明らかであると審査委員が判断した場合、審査から除外できる)
4. 審査対象花は、完全に開き切った状態であること。
5. 多花性品種の場合、1花茎の開花が3輪以上及び、着花数の半数以上が開花していること。但し、多花性品種であっても順次咲きの場合は、この限りでない。又、カトレア類にあっては、1花茎2輪以上の着花を原則とするが、一部の品種(プラサボラ・レリア系等)にあっては1花茎1輪でもよい。

## 第7条 審査方法

1. 審査は、第11条の審査基準に従い実施する。
2. 審査会出席者は、審査委員・研修審査員に限る。但し、議長が特に認めた者は入場できる。
3. 審査会において、議長は、審査対象株に関する出品者の参考意見・参考資料等を聴取することができる。
4. 入賞は、当日出席審査委員の過半数が認めたものとする。
5. 審査委員は、自己の出品株を審査できない。
6. 審査委員は、審査対象株(花)に対する知識不十分な場合、採点を辞退できる。
7. 審査委員は、採点に際し他人と相談してはならない。
8. 審査委員は、客観的・冷静に判断し、自己の好みで判断してはならない。
9. 評価点は、各審査委員が絶対点数制(100点満点)で採点し、その平均値(小数点以下2桁目を四捨五入する)とする。
10. 各審査委員が、採点票を提出後(当日審査員の出席状況によっては、点数申告の略式によてもよい)各審査株について討議することが大切である。特に平均値が80点、90点近辺の場合は、よく討議しておくこと。  
討議の結果、自己採点の変更が必要と判断した審査委員は、直ちに自己採点の変更ができる。
11. 各審査委員の採点に5点以上の差が生じた場合、議長は最大と最小採点者の見解を聞いた後、全審査委員で採点のやり直しを実施し、その結果依然5点以上差がある場合は、最大と最小の採点各1つを除外した平均値を評価点とする。
12. 審査会に於いて疑義が生じた場合は、議長裁定で決める。

## 第8条 採点配分

審査において、採点する場合の各部位に対する配点は、次による。

(原種・交配種 共通とする)

|            | 総合 | 花形 | 花色 | 花径 | 弁質 | 花序・花付 | 花茎・花数 | 合計  |
|------------|----|----|----|----|----|-------|-------|-----|
| 一般         | 15 | 25 | 25 | 10 | 10 | 5     | 10    | 100 |
| カトレア類      | 15 | 25 | 25 | 10 | 10 | 5     | 10    | 100 |
| パフィオペディラム類 | 15 | 30 | 30 | 10 | 10 | —     | 5     | 100 |
| デンドロビウム類   | 15 | 25 | 25 | 10 | 10 | 5     | 10    | 100 |
| スプレータイプ    | 15 | 25 | 25 | 10 | 5  | 10    | 10    | 100 |

## 第9条 審査基準

1. 原種は、その種の持つ通常の特徴を考慮した上で、花形・花色・花茎などの点で、明らかに優れた形質・資質を持っていること。
2. 原種同士の交配や、原種の特徴を強く望む交配では、必ずしも下記の基準を満たさなくても良いが、後方への反りや捻じれがなく、全体的に調和が取れていること。各弁の幅や長さは、交配親の何れか一方と同等か又は、それ以上優れていること。
3. 交配種、観賞価値を基本とする。  
花形・花色・弁質など、交配の目的から明らかに優れた形質・資質を持っていること。花径は、大型を基本とするが、交配の目的によっては中型・小型であってもよい。又、原種との交配に於いては、原種の優れた形質・資質を引き出すことが目的の場合があり、必ずしも上記に合致しなくとも、基本的な交配親の花を考慮し、花容全体を評価すること。但し、観賞的価値から隔たりがないこと。

## 第10条 審査結果

審査結果の処理は、以下による。

1. 75点以上は入賞とし、認定書とメダル（メダルの授与は、出品者の希望による）を授与する。
  - (1) 75点以上80点未満の場合は、HCC賞（Highly Commended Certificate）を授与する。
  - (2) 80点以上90点未満の場合は、AM賞（Award of Merit）を授与する。
  - (3) 90点以上の場合は、FCC賞（First Class Certificate）を授与する。
2. 入賞株に付けられた個体名が、既に同一品種に使われている個体名と紛らわしい場合、不適当と思われる場合は、入賞者に対して個体名の変更を求めることができる。
3. 1つの個体に対して、複数の認定書（点数更新）を授与できる。但し、審査結果が、過去の入賞に比べて評価点が同等か下まわった場合は、認定書は発行しない。
4. 審査株が、RHSへの未登録株で入賞した場合は、RHSに登録後、その品種名を審査委員会へ報告するよう努めること。

## 第11条 入賞記録

審査終了後、記録係は記録票に入賞花の必要事項を記入し、写真係は直ちに写真撮影を行う。

議長は、記録票の必要事項の記入の確認をし、記録係に返却する。

記録係は、必要事項の関係部署への報告と、その後の保管・管理をする。

1. 入賞花の記録必要事項は、

(1) 花茎の数・開花の数・蕾の数

(2) ステムの長さ

花茎の根本から最上花の子房の下までの長さを計測する。

(3) 花径の計測

開花の適当な1輪のみを対象として、その花の各部位を計測する。

(a) 自然展開 (NS. Natural Spread)

自然に展開した状態で、花全体の最大部分の水平部位と垂直部位を計測する。

(b) ドーサルセパル (上萼片) (DS. Dorsal Sepal)

花の上部に位置するセパル (上萼片) の最大幅と付け根から先端までの長さを計測する。

(c) ラテラルセパル (下萼片) (LS. Lateral Sepal)

花の下部に位置するセパル (下萼片) の最大幅と付け根から先端までの長さを計測する。

パフィオの場合のみベントラルセパル (下萼片) (VS. Ventral Sepal) )として表す。

(d) ペタル (花弁) (P. Petal)

上記 (b) 項と同様に、ペタル (花弁) の最大幅と長さを計測する。

(e) リップ (唇片) (L. Lip)

上記 (b) 項と同様に、リップ (唇弁) の最大幅と長さを計測する。

(4) 形状・色彩・弁質等の特徴を審査委員のコメントを加えて記述する。(省略可)

## 第12条 認定登録料

1. 審査の結果、入賞した株に対して認定書とメダル（出品者の希望により省略できる）が発行され、会の入賞記録で管理されるが、認定と同時に以下の認定登録料を納入しなければならない。一度納入した認定登録料は、その後何らかの事情により入賞が取り消された場合でも返却はしない。

| 審査の結果 | 正式認定登録料<br>(認定書とメダル) | 略式認定登録料<br>(認定書のみ) |
|-------|----------------------|--------------------|
| FCC賞  | 15,000円              | 10,000円            |
| A M賞  | 8,000円               | 5,000円             |
| HCC賞  | 5,000円               | 3,000円             |

### 第13条 対外審査

1. 会の友好団体又は、会が認めた所からの審査依頼に対しては、会の運営に支障がない限りこれを実施する。
2. この場合は、OOSの審査規定に従い実施し、審査株（花）1株に付き審査料として、1,000円を申し受け。又、審査の結果入賞した場合は、それぞれの賞に従い、正式認定登録料を申し受け、認定書とメダルを授与する。
3. この審査のために必要とする費用については、都度審査依頼団体が支払うものとする。
4. 具体的には、依頼を受けた団体毎に都度、必要に応じ別途取り決めるものとする。